

☆
麻生町報
☆

発行所
麻生町四番地
麻生町役場
麻生町役人
高野勝
印刷所
麻生印刷所

第八回臨時議會開く

焦点は追加更正豫算

十月二十九日午前十時麻生町公民館に麻生町臨時議會開會が招集された。提出議案及審議状況は次の通りである。

一、行方小学校老朽改築事業費について (委員會附託)

二、町條例の一部を改正する條例について (原案可決)

三、麻生町職員諸給與條例の一部を改正する條例について (原案可決)

四、昭和三十年年度麻生町才入才出追加更正予算について (次回審議)

五、麻生町管住宅管理條例の一部改正條例について (原案可決)

六、茨城縣町村消防団員公務災害補償組合構成町村の變更について (原案可決)

七、麻生町外四ヶ町村公平委員會議約に就て (原案可決)

八、建物寄附の件について (原案可決)

九、昭和三十年年度麻生町國民健康保險才入才出追加更正予算について (次回審議)

一〇、麻生町國民健康保險規約の一部を改正する規約について (次回審議)

一一、麻生町國民健康保險直營診療所病棟設置について (次回審議)

十二、麻生町助役定数條例廢止議案提出される

十月二十九日の臨時會に議員寺崎雄氏より、賛成議員高須忠雄氏、宮内兵衛氏の連署をもつて、麻生町助役定数條例廢止の動議案が文書をもつて提出され、直ちに議題として附議された。寺崎議員の提案説明あり、柳町議員の賛成演説があつて、表決の結果全會一致をもつて可決された。

十一月二日午後一時から、十一、麻生町助役定数條例廢止議案提出される

十一月二日午後一時から、十一、麻生町助役定数條例廢止議案提出される

十一月二日午後一時から、十一、麻生町助役定数條例廢止議案提出される

10月末日人口				
	男	女	計	世帯數
麻生地區	2,995人	3,136人	6,131人	1,111
太田地區	1,208	1,226	2,434	390
大和地區	2,774	3,028	5,802	902
行方地區	1,443	1,525	2,968	502
小高地區	1,970	2,064	4,034	691
計	10,390	10,979	21,369	3,596

國勢調査の概數纏る

十月一日附で全國一齊に調査された人口のみにつきその概數を公表いたします。

麻生地區	六、一〇〇人
太田地區	二、四〇一人
大和地區	五、七二〇人
行方地區	二、九五七人
小高地區	三、九八〇人
計	二一、一五七人

十月二十九日の臨時會に議員寺崎雄氏より、賛成議員高須忠雄氏、宮内兵衛氏の連署をもつて、麻生町助役定数條例廢止の動議案が文書をもつて提出され、直ちに議題として附議された。寺崎議員の提案説明あり、柳町議員の賛成演説があつて、表決の結果全會一致をもつて可決された。

十一月二日午後一時から、十一、麻生町助役定数條例廢止議案提出される

十一月二日午後一時から、十一、麻生町助役定数條例廢止議案提出される

十一月二日午後一時から、十一、麻生町助役定数條例廢止議案提出される

議特別委員會附託

豫算特別委員會

役場會議室で開催

豫算審議特別委員會附託となつた昭和三十年年度麻生町才入才出追加更正豫算全國國民健康保險才入才出追加更正豫算及直營診療所病棟設置について審議するため、十一月三日六日の兩日に渡り委員會を開催し、當初豫算にさかのぼつて更正すべき豫算額を檢討、報酬、手當等減額需用費を削減する等事業費に充當すべき真劍なる檢討が行はれ一應の結論を得るに至つた。以下二頁

社會保障と國民健康保險

一、社會保障の意義

世の中から病氣、貧困、犯罪などが一掃できたら、どんなに住みよい世の中になることでしょうか。

このような困難に處するにはお互の「協同の力」と「平素の用意」による外ないという考え方から、保險の仕組みによつて、相互に助け合うことが行われ社會保障という制度ができています。多數の人が協力して各人で掛金して置いて、病氣や怪我のためにお金

が、あるという場合には、その準備された資金で不時の負担を救ふ合ののです。

憲法第二十五條によつて、すべての國民は健康で文化的な最低限度の生活を営む權利を有する。

3、小作料の支拂または受領の制限について

小作料は全部金納の方法によらなければならぬといふ、かつその額は最高制限額以内で一定した額でなければならぬ。従つて金納以外の小作料、即ち物納、勞働小作等はすべて禁止されてゐるから金納小作料の受領を拒み、現物や多額のの小作料を要求することは違法である(農地法第二十三條)

本年から改正小作料を以て支拂ふことになり、改正小作料は各小作地に對する最高額を知事の許可を受け通知します。その最高額を越えない範圍内で貸人、借人相方話合つてきめることになつています。目下知事の許可を受ける事務的準備中ですから十二月中旬迄には關係の皆様に通知せしめることが出来ると思ひます。

小作料は必ず十二月中に現金で支拂つて下さい。

小作契約の話

知事の許可を受けない小作地の解除契約の申入は無効

年末が近づきましたので小作地の契約の更新(書替)や小作料の支拂等について述べることにいたします。

1、小作地の契約の更新について

農地の賃貸借については、契約期間が満了している場合であつても、民法の原則の通り期間が来れば當然に契約が終了することにはならない。賃借人または貸借人の一方が期間終了によつて賃貸借契約を終了させたいと思ふば期間満了前六ヶ月ないし一年以内に相手方に對して更新拒絶の通知をしないう限り、従前の小作契約と同一の條件をもつて、更に小作契約をしたものとみなされる。(農地法第十九條)

小作契約を解約するためには、許可の許可が必要であり、許可のない場合は絶対に解約はできない。この規定に異議のある小作契約の中で結んでもそのような特約は効力を生ぜず、従つて賃借人は非常に不安定なものになつてゐるのである。近時一般に期間満了後は直ちに返還要求の十分な原向が少くないようであるが注意すべきことである。

基本選舉人名簿

十一月五日から縦覽

この名簿に登録される資格のある人は、本年六月十六日から九月十五日までに引き続き三ヶ月間麻生町に住所を有し、本年十二月二十日現在で年齢が満二十歳に達している人、禁治産者や犯罪によつて失格してゐない人、今までの名簿に登録されてゐるからと

有権者であつても實際に選舉人名簿に登録されなかつた投票できせん。その大切な基本選舉人名簿は、今年も九月十五日現在で調製され、縦覽されております。なお名簿の寫は各支所でも縦覽に供してあります。

だれかが代表して隣近所の人たちの分まで見てやることも一方法でしょう。

この名簿が確定しますと、今までの作つた選舉人名簿は全部無効になつてしまふから、これまでの名簿に登録されてゐるからといつて安心してゐても、もしこんど名簿から外れてしまつたら大変です。

●若し名簿から外れてゐる場合

資格があるのに名簿から外れてゐるか、または誤つて登録されてゐるか、または誤つた場合は、右の期間中に文書で選舉管理委員會に異議の申立をすればよいのです。

●漁業調整委員會委員の選舉人名簿

基本選舉人名簿のほか、霞浦北浦海區漁業調整委員會委員選舉人名簿も同時に作りましたから資格のある人はこの名簿にも注意して下さい。

これら二つの選舉人名簿は、明年十二月までに行われる各種の選舉に使われますから、正しく明瞭な選舉をするうえから、よく確認することにしたしましう。

ちなみにこんどの新しい名簿に登録された人員は次のとおりです。

●基本選舉人名簿			
投票區名	登録人員	男	女
麻生第一	四四三	四四三	四四三
太田第一	二二二	二二二	二二二
大和第一	七七八	七七八	七七八
行方第一	三三三	三三三	三三三
小高第一	五五五	五五五	五五五
計	二二二	二二二	二二二

●漁業調整委員會委員の選舉人名簿			
投票區名	登録人員	男	女
麻生第一	四四三	四四三	四四三
太田第一	二二二	二二二	二二二
大和第一	七七八	七七八	七七八
行方第一	三三三	三三三	三三三
小高第一	五五五	五五五	五五五
計	二二二	二二二	二二二

十一月十五日から十二月二十日まで

納税完納運動

納税は皆さんの協力によつて毎月々々その成績が向上して参りました。然し一部にまだ未納の方が有る事は残念です。町財政の確立が町発展のため絶対的要素である事は度々本報で御知らせした處であります。なかでも町豫算の半分を上廻る町税の完全納付がなくては豫算に計上された事業についてもその執行は出来ません。折角「教育のため」「道路のため」「産業のため」と豫算が議決されても、空数字では町民の皆さんも納得出来ないのでしよう。豫算がある以上金を出せといえなくならず。そこでどうしても納税の完納をしてやる事は徹底的にやらねばなりません。

これは全町民の理解ある協力によつて始めて解決される問題です。

今年も農作が傳えられ農家の方々の収穫もほど完了する時になりました。未だに税金の滞つて居る方は早く完納いたしましう。

町としては十一月十五日より十二月二十日までを納税完納運動期間と定め種々の運動を実施いたします。

なかでもこの運動の計画のうち十一月十五日より十一月三十日迄を第一次

十二月一日より十二月二十日迄を第二次

日迄を第二次

として滞納整理を強力に推進いたします。

秋の大掃除

列入も終り、畑のまき付も終りました。晴天の日をえらんで大掃除をして下さい。家族全員心を合わせて家の中のごみをはき出して下さい。

毎度のことですが出たごみは必ず燃す様にしましょう

庭にむしろをして、道具、建具等持ち出せる物を持ち出し

1、たみも上げて日に乾し

2、天井の上もはき出し、床下もはき出し

3、たみをしきこむ時には床の上をきれいにし、新聞紙をしてからしきこみ

ましよう。この時DDT粉剤等を撒布しておくと、のみの発生が防げます。

4、道具、立具等をもと取りにし、家の外廻りをきれいにしして下さい。

5、トブを流して居るみぞの土はよくさらつて乾きましよう。

おし入の中等は大掃除をやる前の都合の良い日に整理しておくと、當日大變楽です。

冬を越す蠅を退治しましう

朝夕は火がほしくなる程寒くなつて来ましたが、まだ日向には蠅がむらがつて居るのを見かけます。

暖い所へ住みかを變えて冬をこす蠅が来年度の春から夏へかけて何萬とも知れない蠅の親となりまう。

今の内にこの親になる蠅を極力退治することにつとめましよう。日向に居て次から次へと、はいたきでたいくのも一つの方法ですが、余り時間

を取らないでたくさん退治するには

1、日向に集つて居る蠅にDDTの油剤を噴霧器でまいてやるか又は蠅取り紙をおく

2、昔から使用されて居るガラスの蠅取り器を置いて取る

この場合器の下へは蠅の好んで集る食品をおくと効果的です

3、畜舎の堆肥を出した後へ農薬のBHC等を白くなる程度に撒布してから敷糞を敷込んでやると卵から

今年も秋の火災豫防運動が十一月二十六日から一週間にわたり全国一斉に実施されます。火災は発生件数、損害額とも年々増加の一途をたどり、本縣の状況をみても今年に入つてから六月までにすでに二七七件、二億六千五百余圓を數えているのです。しかも冬期を迎えるに當つてさらに増加が豫想されますので、私達もよほど注意を引きしめていかねばなりません。

いふまでもなく火災は種々雑多な原因から起きています。比較的多い原因をあげてみますと、弄火、取灰、かまど、たばこ、こんろ、ふる場等を

す。家の中へとんで来ない内に退治する様に努めましよう。DDT油剤BHC粉剤等希望の方法を取りましよう。

普選三十周年

來年は各種の選挙が続いて行われます。公正明朗な選挙を行い違反等のないよう

公明選挙

ないよう注意しましう

婦選十周年

鶏の放飼をやめて下さい

例年各地から鶏の放飼について苦情が持込まれますが、今年も麥畑や野菜畑の被害が報告されております。鶏一羽のおかけでとなり同

油断

大敵



火事

今年も秋の火災豫防運動が十一月二十六日から一週間にわたり全国一斉に実施されます。火災は発生件数、損害額とも年々増加の一途をたどり、本縣の状況をみても今年に入つてから六月までにすでに二七七件、二億六千五百余圓を數えているのです。しかも冬期を迎えるに當つてさらに増加が豫想されますので、私達もよほど注意を引きしめていかねばなりません。

いふまでもなく火災は種々雑多な原因から起きています。比較的多い原因をあげてみますと、弄火、取灰、かまど、たばこ、こんろ、ふる場等を

昭和三十年年度共同募金実績報告

田町	四〇〇〇	四〇八〇	新原	三五〇〇	六九八〇	計	六七七〇〇
矢幡	一〇三一	一〇七三	石神	八五二六	八二七〇	根小屋	五四四三
小學校	五四四三	九六六七	中學校	四四〇	二五〇〇	計	二五〇〇〇
舊大和	五八〇〇	八七五〇	藏川	七〇〇〇	七五三〇	白濱	六二〇〇
宇崎	三七〇〇	四九〇〇	岡	七二〇〇	八二〇〇	小牧	四四〇〇
新宮	四四〇〇	四九三〇	天掛	四三〇〇	四八三〇	籠田	四三〇〇
青沼	六七〇〇	一〇二〇	四鹿	八八〇〇	一〇六一〇	平	一六〇〇
計	六〇〇〇〇	七三五二〇	杉	六〇〇〇	七三五二〇	計	三三〇〇〇
舊小高	一七〇〇	二二〇〇	内宿	一六〇〇	一七〇〇	根堀	二七〇〇
宿方	二四〇〇	三〇五〇	元方	三〇〇〇	三〇五〇	井貝	四二〇〇
谷澤	二二〇〇	二七〇〇	谷	二二〇〇	二七〇〇	谷	二二〇〇
南	二二〇〇	二五九〇	南	二二〇〇	二五九〇	南	二二〇〇
橋門一	三三〇〇	三九七〇	橋門二	三三〇〇	三九七〇	島並上	五〇〇〇
島並下	四九〇〇	五九六〇	計	四三五〇〇	四七〇二〇	舊行方	六三〇〇
五丁田	四四〇〇	五八五〇	船子	四四〇〇	五八五〇	藤井久保	二七六〇
行方	八六八〇	三八八〇	於下	五五三〇	三八八〇	計	三三〇〇〇
今宿	三五五〇	五〇一〇	計	三三〇〇〇	五〇一〇	計	三三〇〇〇

秋の全國火災豫防運動

燃えない工夫 焼けない注意

追加更正豫算

病棟設置等議決さる十一月二日豫算審議特別委員

お知らせ

第二期狂犬病豫防注射

巡回補聴器 交付修理

場所 潮來保健所

日時 十一月二十五日

密造酒

おとうさん

やめて下さい

携行品 認印

詳細は役場厚生係へ